

○埼玉県警察集中車両運用要綱

平成 11 年 9 月 30 日

埼例規第 63 号・装

警 察 本 部 長

埼玉県警察集中車両運用要綱の制定について（例規通達）

この度、埼玉県警察において集中的に管理する車両を効率的かつ効果的に運用するため、みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成 11 年 10 月 1 日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

別添

埼玉県警察集中車両運用要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、別に定めるもののほか、埼玉県警察において集中的に管理する車両（以下「集中車両」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（集中車両の配置等）

第 2 条 集中車両は、総務部財務局装備課に配置し、総務部財務局装備課長（以下「装備課長」という。）が管理するものとする。

2 集中車両の保管場所は、埼玉県さいたま市浦和区仲町 4 番 22 号に所在する別所沼駐車場とする。

一部改正〔平成 13 年第 61 号、15 年第 538 号、19 年第 2537 号〕

（集中車両の貸出基準及び貸出期間）

第 3 条 集中車両の貸出しは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、警察業務遂行上必要な場合において行うものとする。

(1) 用務に必要な車種が所属に配置されていない場合

(2) 捜査本部、特別捜査班、警備本部等が設置され、所属の配置車両を運用してもなお不足が生じる場合

(3) 搬送する人、物品等が多い、又は用務先が多地域にわたるなど、同時に多量の車両を必要とする場合

(4) その他集中車両を貸し出すことが適当であると認められる場合

2 集中車両の貸出期間は、原則として、警察本部の所属にあつては2日以内、警察署にあつては2週間以内とする。

(集中車両の借用の申請及び承認)

第4条 所属長は、集中車両を借用しようとする場合は、当該車両を借用する前日（前日が閉庁日である場合はその直前の開庁日）までに集中車両借用申請書（様式第1号）を装備課長に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれの定めるところによる。

(1) 集中車両の借用申請をやむを得ず執務時間外に行う場合 集中車両借用申請書を埼玉県警察本部の当直に関する訓令（平成4年埼玉県警察本部訓令第29号）第6条に規定する当直長（以下「当直長」という。）に提出し、その承認を受けるものとする。この場合においては、同訓令に規定する埼玉県警察本部生活安全地域当直を経て行うものとする。

(2) 急を要し集中車両借用申請書を提出するいとまがない場合 装備課長又は当直長に口頭により集中車両の借用を申請し、その承認を得るものとする。この場合においては、事後速やかに集中車両借用申請書を装備課長に提出するものとする。

(集中車両の貸出し及びその調整)

第5条 装備課長及び当直長（以下「装備課長等」という。）は、前条により集中車両の借用の承認を行ったときは、借用目的に応じた車両を選定し、当該集中車両の借用申請を行った所属長に貸し出すものとする。

2 装備課長等は、前条による集中車両の借用申請が同時に多量にあり、集中車両に不足を生じ、又は不足を生じるおそれがあると認めたときは、貸出台数の削減、貸出期間の短縮等に関し必要な調整を行うことができる。

(集中車両の借用及び返納の方法等)

第6条 集中車両の借用及び返納の場所は、別所沼駐車場とする。

2 所属長は、集中車両を借用するときは、当該集中車両とともに運転記録簿を装備課長等から引き継ぐものとし、これを返納するときは、当該集中車両の清掃及び必要な給油を行い、運転記録簿とともに装備課長等に引き継ぐものとする。

3 装備課長等は、集中車両の貸出し及び返納の状況を集中車両貸出簿（様式第2号）により明らかにしておくものとする。

(集中車両の借用の延長)

第7条 集中車両の借用期間の延長は、第4条の規定に準じて行うものとする。

(集中車両の運転者)

第8条 集中車両を運転できる者は、原則として当該集中車両を借用した所属の職員とし、埼玉県警察術科技能等の検定等に関する訓令（昭和54年埼玉県警察本部訓令第23号）に規定する運転技能検定を有している者でなければならない。

(集中車両借用中の使用・管理責任)

第9条 集中車両を借用した所属長は、当該集中車両の使用及び管理に係る責任を負うものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(集中車両の引上げ等)

第10条 装備課長は、集中車両の運用上必要があるときは、貸出中の集中車両を引き上げ、又は貸出期間を短縮することができる。

(留意事項)

第11条 集中車両の運用に関しては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 集中車両を借用した所属長は、原則として、承認を得た目的以外で使用しないこと。
- (2) 装備課長は、集中車両の点検整備を確実に行之、その運用に支障を生じないように努めること。
- (3) 集中車両を運転する職員は、常に安全運転に心掛け、交通事故防止に努めること。

(補則)

第12条 集中車両の運用に関する必要な細部事項は、装備課長が定めるものとする。

実施日

この例規通達は、平成11年10月1日から実施する。

実施日（平成13年4月27日埼例規第61号・務）

この例規通達は、平成13年5月1日から実施する。

実施日（平成15年3月17日務第538号）

この通達は、平成15年4月1日から実施する。

実施日（平成19年9月25日務第2537号）

この通達は、平成19年10月1日から実施する。

実施日（令和3年3月30日務第670号）

- 1 この通達は、令和3年4月1日から実施する。

- 2 この通達の実施の際、この通達による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

第 号
年 月 日

総務部装備課長 殿

長

集 中 車 両 借 用 申 請 書

借用予定日時	月 日 午 時 分から 月 日 午 時 分まで
借用目的	
行先地	
運転者	職名 大型 (検定 級) 氏名 普通 (警電)
運転者以外の乗車人員	職名 氏名 ほか 人
積載物件	
借用希望車種	☐ 乗用車 台 ☐ マイクロバス 台 ☐ ライトバン 台 ☐ その他 () 台 ☐ 小型輸送車 台
備考	

- (注) 1 借用希望車種欄は、希望する車種の□に✓印を記入すること。
2 集中車両の借用延長を申請する場合は、その旨を備考欄に記載すること。

集中車両貸出簿

年 月 日 ()

[illegible]